

令和6年4月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和6年4月24日（水）午後2時00分～4時00分

2 場 所 市役所7階 研修室

3 出席者〔教育長〕中島秀行

〔委 員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、寺本彰、森田理恵、清水国明

〔事務局〕千葉裕之教育総務部長、中田利明学校教育部長、池田淳教育総務部次長、櫻井誠学校教育部次長、吉川誠学校教育担当参事兼学校教育課長兼健やか輝き支援室長、中村啓教育センター担当参事兼教育センター所長、鈴木健教育総務課長、北村史恵教育総務課主幹兼教育企画室長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、三上佳明スポーツ振興課長、稲田里織文化財保護課長、川島一禎文化財保護課主幹、橋本浩志所沢図書館長、田中淳学校教育課主幹、刈谷和哉学校教育課主幹、北嶋一済学校教育課指導主事、渡辺純也保健給食課長、波多野健一教育センター主幹兼教育デジタル推進室長、高鍋英彦教育センター主幹兼副所長兼教育相談室長

〔書 記〕小城原光貴教育総務課副主幹、佐藤彰尚教育総務課主査

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 1名

6 開 会 本日の議題は、請願第1号及び議案第1号から議案第4号までの5件。なお、議案第3号については、予算に関する審議のため、議案第4号については、調査研究の公正な遂行のため、それぞれ「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。
※議事の進行上、非公開の報告及び議案審議は、公開の報告事項の後に行った。

7 議題

- 請願第 1 号 所沢市内全小中学校の特別支援学級の担当教師における知的障害・自閉症・情緒障害の理解促進、相談窓口開設、第三者評価導入に関する請願

資料に則り、鈴木教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

3月22日付で受理した本請願は、「所沢市内全小中学校の特別支援学級の担当教師における知的障害・自閉症・情緒障害の理解促進、相談窓口開設、第三者評価導入に関する請願」をするものです。請願に至る理由については、請願書に記載されているとおりです。なお、請願者を代表して原口昇平様より教育委員会会議の場で意見を述べたい旨の意見陳述申出書が提出されています。

続いて、請願者より以下のとおり意見陳述がなされた。

私たちは所沢市立小学校への入学を控えた知的障害、自閉症、情緒障害のある子ども、特別支援学校又は特別支援学級へ通う子どもの保護者です。

本請願を行うに至った核心となる事実について、一刻も早い対応が待たれています。具体的な詳細から対応の必要性と事実について説明します。

市内特別支援学級の一部教師が威圧的かつ差別的指導を行ったということが、私共の調べで分かっています。具体的事例として一つだけ挙げさせていただきます。

請願書に記載されている、保護者Aの証言です。自分の子どもの小学校入学を控え、所沢市立小学校の特別支援学級の見学に行った際の教師の言動です。勉強が分からないと言っている子どもを威圧し教えない。子どもが教師にプリントを持って行っても横柄な態度をとり教えない。チャイムが鳴っても戻って来られない子どもに対し、教師は支援員に指示して力づくで引っ張って連れて行こうとした挙句、自分の座っている机を叩きながら大きな声で「何で出て行ったのですか」と何度も威圧的な態度で質問した。子どもが怯えて答えられないでいると、ただ席に戻れと突き放す。自尊心をすっかり挫かれてしまったその子が席に戻れず、床に倒れこんでしまい、無理やり座らせようとするが、もはや座ることはできないというような状況であったそうです。発達障害による特性のある子どもが、教師によって一人の尊厳のある人間として扱われなかった結果、問題行動を悪化させたであろう様子が見て取れます。これは子どもの人格形成に関わるだけでなく、

その子を支える家族の一生に強く影響してきます。直接の原因は教師の姿勢にあります。先に挙げた教師は、特別支援教育コーディネーターであるにも関わらず、必要な知識やスキルを学ぶ姿勢を欠いていました。これは保護者Aの知人である保護者Bの証言です。教師に対し「自閉症の特性について勉強されているのでしょうか」と質問したところ、その教師は「勉強してもその子によって特性が異なるのでしていません」と回答したとのことです。では、教育委員会ではその教師一人のみに対処していただければ良いのでしょうか。生憎それでは問題は解決しません。というのも問題がある教師の姿勢は、しばしば目下の他の教師に強く影響するものであり、配置転換によって教師は各校へ異動していくからです。これは保護者Cの証言です。前述の問題のある教師とともに働いていた別の教師が、別の学校の特別支援学級に着任した途端、今まで合理的配慮としてそれぞれの子どもに認められていた持ち物を一切持つてくることを禁止されてしまったそうです。自閉症とは通常、変化についていくことを苦手としており、こうした突然の禁止によって一気に不安定な精神状態に陥り、それが問題行動として表現されるものです。このように、教師の配置転換によって、不適切な指導方針が別の学校の特別支援学級へ広まってしまうケースが複数確認されています。

問題の根本として、請願書にも記載しましたが、（ア）教師によって望ましいものから差別的なものまで、許容不可能なほどにばらついていること、（イ）特別支援学級担当教師は、保護者と同じような指導・対応上の困り事を抱えているはずであるにも関わらず、保護者と同じようなサポートを児童発達支援センターや特別支援学校などの福祉分野や専門学校から受けられないこと、（ウ）現在、頻度は極めて少ないが、それでも実施されているという研修の成果さえ、実践に適切に反映されているかどうかを十分にチェックする機能がないこと、以上の3点です。問題は特に深刻であり、とりわけ特別支援学級の指導方針があまりに教師次第でありすぎるせいで、居住学区の小中学校の特別支援学級の教師と合わないというただそれだけの理由で、子どもが不登校になるか転校せざるを得ないことが実際にあります。そのため、問題（ア）、（イ）、（ウ）の一体的解決がしっかり図られない間は、居住学区外の小中学校の特別支援学級へも特性のある子どもが柔軟に通えるように取り計らっていただきたい。

(中島教育長)

ただいまの意見陳述について、ご質問がある方は挙手をお願いします。

(清水委員)

学校における子どもに対する教育として、保護者と同様のきめ細やかな対応を要望しているのですか。

(請願者)

それぞれの子どもの特性にあった適切な教育を受ける機会を提供していただきたいと考えています。保護者が行っている教育を教師に求めているものではなく、子どもを教育するために必要な知識を学ぶという姿勢を持って接していただきたいと思いますし、教師が困り事を抱えているのであれば専門家のサポートを受けられるようにしていただきたい。

(中島教育長)

請願の要旨及び意見陳述を受けて、担当課より説明をお願いします。

(吉川学校教育担当参事)

請願書に記載されている要旨ごとに説明します。

「a-1 月1回の研修」について、所沢市教育委員会では、「一人一人を大切に研修会」や「特別支援教育を担う教員研修会」等の研修会を毎年実施しており、埼玉県でも特別支援学級を担当する教師への研修会を実施し、多くの教師が参加しています。現状の研修以上に研修を実施することは、教師が出張に出る回数が増えることにより、学級で短縮日課になることが多くなり、通常の学級運営が難しくなってしまうと考えます。今後も特別支援学校のセンター的機能も活かしながら、特別支援学級を担当する教職員が積極的に研修に参加し、資質・能力を高められるよう、引き続き学校へ周知徹底を図っていきます。

「a-2 随時の相談」について、現在、所沢市での児童発達支援センターである松原学園と就学先の小学校においては、情報共有と相互理解を図っています。所沢市では児童発達支援センターに現在求められている4つの中核機能について、どのように充実させていくかを検討しています。児童発達支援センターの機能充実の状況を見つつ、連携についても検討していきます。

「a-3 第三者評価」について、所沢市の児童発達支援センターは主に未就学児の障害児を支援するための施設となります。児童発達支援センターは教職員

への服務監督権がないことから、指導することはできません。しかしながら、今後、所沢市の児童発達支援センターにおける中核機能としての状況を踏まえ、そこからご意見をいただくなどの連携について研究し、教職員の資質向上を図っていきます。

「b 柔軟な通学受入」について、本市では、地域で子供を育てるという観点から学区を住所で定めています。指定された学校に通学できない事情があり、その理由が「所沢市区域外就学・指定校変更承認基準」に該当するもので、かつ学校長と通学方法の協議が整った場合に限り、特例として指定校の変更を認めています。特別支援学級に就学する児童・生徒においても同様ですが、心身の障害の状態や通学上の安全性等の事情を考慮する場合は、基準の項目のその他（教育的配慮）で特別な配慮を要するか検討しています。

（中島教育長）

それでは、本請願に対するご意見等をお願いします。

（寺本委員）

特別支援学級の担任が研修に行く場合は、他の先生が対応するのですか。

（吉川学校教育担当参事）

そのとおりです。

（寺本委員）

研修についての必要性は理解できますが、現実的に教師不足などの状況を考慮すると、実施するのはなかなか難しいと考えますが、いかがですか。

（吉川学校教育担当参事）

担当教師が抜けてしまうと、一人一人に対する指導が難しくなるという心配はあります。一方で、研修の重要性については十分承知しています。

（中島教育長）

人員配置について、当市の特別支援学級においてはどのような状況ですか。

（櫻井学校教育部次長）

定数上は満たしていますが、未配置である学校がいくつかあります。

（中島教育長）

未配置の状況への対応はどのように考えていますか。

(櫻井学校教育部長)

関係機関を通じて人材を検討しているところではありますが、配置に至るまでは難しい状況です。

(中島教育長)

介助員は担任として授業はできないのですか。

(櫻井学校教育部長)

介助員は教師の補助という立場ですので、単独で授業を行うことはできません。

(清水委員)

今回の教師の不適切と思える言動があった事実については、把握していますか。

(吉川学校教育担当参事)

事実は把握しており、すでに学校での対応を行っています。

(清水委員)

該当の教師に対しての指導などは行っていますか。

(吉川学校教育担当参事)

学校での状況も確認し、調整を図りながら指導や助言を行っています。

(寺本委員)

研修を行うのであれば、上手くいっている、子どもに対する接し方が良いクラスを見に行くなどを検討したほうが効果的であると考えますが、いかがですか。

(中島教育長)

そうしたモデルになるような授業を行っているケースは把握していますか。

(吉川学校教育担当参事)

指導訪問や現場確認により学校に指導主事が足を運ぶようにしており、その際に得た良い情報があれば共有するようにしていますが、実際にモデルとなる授業を見に行くというところまでは実施できていません。

(中島教育長)

指導訪問においては、2年に一度は全教師の授業を見ているはずだと思いますが、いかがですか。

(吉川学校教育担当参事)

そのとおりです。

(中島教育長)

授業を見た成果を他の教師にフィードバックするべきだと考えますが、共有されていますか。

(吉川学校教育担当参事)

フィードバックはできていない状況ですが、今後、他の教師に向けての情報共有を図っていきたいと考えています。

(中田学校教育部長)

指導訪問において、指導主事は良い授業を見る機会があり、他の学校で同様の内容で悩んでいる教師に対し、他校での指導方法を伝えることでの指導は可能と考えます。指導訪問の意図として、良いものを伝承するという役割は果たしていると思われま

(中島教育長)

授業後に教師に指導する時間はありますか。

(中田学校教育部長)

分科会等があり、そこで指導や情報共有を図っています。

(中島教育長)

指導しているにも関わらず、今回のような問題が生じている点については、反省すべきところがあると思います。

(中田学校教育部長)

該当教師の対応については、確認された事実として真摯に受け止め、今後の指導に活かしていかなければならないと考えています。

(宮本委員)

特別支援学級に関わる介助員、支援員に対する研修や現場の状況を報告したり、集約したりする場などは設けていますか。

(櫻井学校教育部次長)

介助員や支援員に対しても研修を行っており、各校長を通して情報共有や意見をいただいています。

(中島教育長)

具体的にはどのような方法で現場からの情報を得ていますか。

(櫻井学校教育部長)

介助員との面談や教室の巡回において、声掛けを行い情報共有を図っています。

(中島教育長)

介助員や支援員が、今回の問題のような言動があったことを確認した場合、校長へ報告したり、相談したりすることは可能ですか。

(櫻井学校教育部長)

可能です。

(中島教育長)

今回の問題については、報告や相談する部分が抜けていた可能性がありますので、介助員や支援員からも連絡や相談ができるようなシステムを学校任せにせず、教育委員会が構築する必要があると考えます。例えば、介助員や支援員が業務日誌に報告内容を記入し、校長がそれを見て現場で確認するというようなシステムになっていると良いと思いますが、いかがですか。

(櫻井学校教育部長)

介助員から校長への一週間の報告は行っています。

(中島教育長)

一週間では把握するのが遅れるので、毎日報告ができるような方法を検討していただきたい。

(宮本委員)

特別支援教育において、教育委員会として今後検討していることは何かありますか。

(吉川学校教育担当参事)

特別支援教育に長けている指導主事の異動等を検討し、充実を図っていきたいと考えています。

(中田学校教育部長)

近年、就学相談の件数も増加していることから、就学支援相談員を増員していますが、相談を受けて学びの場を判断して終わりではなく、その後の見届けが必要で、就学後の児童への指導が適切・効果的に行われているかどうかを確認するには、専門的知識を持った方からの指導を行う体制を整えなければならないと考えています。

(寺本委員)

通学区域については、柔軟な対応をとると遠い学校に通う際に通学上の危険があると考えます。また、特別支援学級での柔軟な受け入れが可能となると、通常学級においても可能なのではという話に進展する可能性もあり、偏差値や部活動といった理由で学校の偏りができてしまうことや、学期の途中での変更を容認してしまうと教員数や教室数など学校側への影響がとて大きく、混乱を招いてしまうおそれがあります。請願に対しては、教育委員会事務局において即応的に対応するスピードアップは必要かと思いますが、回答内容については、柔軟な対応によって門戸が広がったというような誤解される表現はしないほうが良いと考えます。

(中島教育長)

他の地域でも同様のことが生じており、線引きは難しいところですが、教育委員会としては、色々な事情があるということを整理した上で、杓子定規に判断するわけではないですが、簡単に学区変更を受け入れてしまうと、やはり学校側の混乱はかなり大きいので、じっくり話を聞いて判断する必要があると考えます。

(宮本委員)

先ほど特別支援学級の教師や介助員の研修について、今後の対応を検討いただき、現在も誠心誠意対応いただいているとは思いますが、特別支援学級に携わる方の指導の充実を図っていただくようお願いします。

(中島教育長)

県立の特別支援学校との交流や合同研修などの予定はありますか。

(吉川学校教育担当参事)

特別支援教育を担当している指導主事が特別支援学校に出向いて研修を受けることや、特別支援学校との交流の場で今後どのような研修や対応が可能なのか話し合いを行い、調整を図っていきたいと考えています。

(中島教育長)

国立障害者リハビリテーションセンターでの研修を行う際に、教育委員会からも職員を派遣し、さらに、こども未来部との連携を含めて研修を行うことで、質の向上が図られると考えますので、積極的に進めていただきたい。

(清水委員)

現在の特別支援教育を考えたときに、保護者の多くは特別支援学級に通う子ども

たちを通常学級に行けるように教育するというものではなく、子どもの特性や能力を活かすような教育を望んでいるのではないかと思います。教師に良い研修を受けて欲しいというのは、そのような境遇にある子ども達に対し、理解がある教師に教育をしてもらいたいという保護者の意向があると思いますので、その思いを汲んだ研修が必要と考えます。

(中島教育長)

所沢市立中央中学校に通級指導教室として発達障害の子どもたちに対する教育を行う教室がありますが、その教室では清水委員と同様な考えで、子どもたちが持っている特別な能力をどう活かすか、ということを考えて指導を行っています。また、トコロんカフェ「紡ぎ」のような保護者向けの懇談会において、通級指導教室の教師が参加しますので、そのような場に教師が足を運んで話を聞くということも有効だと考えます。

(森田委員)

特別支援学校や国立障害者リハビリテーションセンターとの合同研修などを行うことで、多方面で連携し、教師の資質向上が図られると良いと考えます。

(中島教育長)

それでは、ただいまの委員の皆様の意見を集約し、本請願に対する教育委員会の見解として提案いたします。

まず、市内の全ての特別支援学級の教員が、より適切な指導が行えるように、教員の資質向上を図ることについては、これまで特別支援学級の設置を進めてきた教育委員会としては、大変重要であると考えています。そのためにも、関係機関とも連携を図りながら、専門性の高い指導が受けられるように引き続き検討してまいります。

次に、特別支援学級の担当教員が児童生徒のさまざまな特性に対する理解を深め、指導に反映させていくことは、これも大切であると考えています。特別支援学級の教員の研修については、県や市の研修以外にも、特別支援学校のセンター的機能も活かしながら、教員の資質・能力の向上を一層図ってまいります。また、児童発達支援センターとの連携については、そのセンターのもつ機能もあることから、その可能性をさらに研究していきます。

次に、児童発達支援センターによる第三者評価については、担当課から話があっ

たとおり、児童発達支援センターには県費負担教職員に対する服務監督権がないことから、指導することはできませんが、教職員の資質向上を図るために、支援センターからご意見をいただくなどの連携について研究していく必要はあると考えます。

最後に、特別支援学級に通学する児童生徒の学区につきましては、特定の学校に児童生徒が集中することを防ぎ、住所で定めた学校へ通学していただくことが重要であることから、基準に則らずに保護者が通わせたいと考える別の小中学校の特別支援学級に通わせることは難しいものと考えます。

以上のように請願者の方に回答したいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

(中島教育長)

異議なしと認め、そのように対応したいと思います。

《請願者退室 午後3時00分》

●議案第1号 令和6年度所沢市就学支援委員会委員の委嘱について

資料に則り、吉川学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

本議案は、令和6年度所沢市就学支援委員会委員11人を委嘱しようとするものである。

所沢市就学支援委員会の主な役割は、所沢市在住の学齢児童生徒及び就学予定者の就学に関する相談、及び就学先の判断を行うものです。

知的障害、自閉症・情緒障害、身体障害、その他の障害のため、教育上特別な配慮を必要とし、就学相談を申し込まれた幼児・児童生徒及びその保護者との相談、面談を実施します。さらに、保育園、幼稚園、小・中学校での観察等を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学先、具体的には、通常の学級・特別支援学級・特別支援学校及び通級指導教室等、その児童生徒にふさわしい学びの場を判断します。最終的な就学先は、本人、保護者の意向を最大限尊重して決定します。

所沢市就学支援委員会は、所沢市障害児就学支援委員会を前身として、平成26年4月1日の条例施行により、その位置付けが明確になりました。委員の人

数については、所沢市就学支援委員会条例に「委員70人以内で組織する」と規定されており、本年度は11人を委嘱する予定です。

委員は条例に基づき、所沢市医師会推薦の医師、児童福祉施設の職員、知識経験を有する者、所沢市立小・中学校の校長及び教師等から組織しています。

以下、質疑

(寺本委員)

就学支援委員会委員以外で、各学校において就学支援を行う方はいますか。

(吉川学校教育担当参事)

各学校で支援を行うのは、就学支援調査員です。

(寺本委員)

実際には、就学支援調査員が保護者からの相談を受けて対応するのですか。

(吉川学校教育担当参事)

そのとおりです。

(宮本委員)

相談件数を見ると、固定学級、通級指導教室ともに人数が増えていますが、どのように分析されていますか。

(吉川学校教育担当参事)

就学を不安に思う保護者や、今後の進学に対して相談したいというニーズが高まっていると感じています。

(宮本委員)

昨年度に意見として述べられた内容ですが、委嘱者名簿を見ると対象の児童を受け入れる立場の方が多く、送り出す側として児童福祉施設に当たるような施設の方がいない、ということは今回検討しましたか。

(吉川学校教育担当参事)

今回の選任時には検討していませんでしたので、来年度はそのような視点を含めて検討していきたいと考えています。

(宮本委員)

送り出す側の視点を入れることで、保護者の不安を取り除ける可能性もあると思いますので、来年度以降、ぜひ検討していただきたい。

(吉川学校教育担当参事)

就学支援委員会委員としてはおりませんが、調査員としてはそのような方が含まれており、面談などにより聞き取りを行っています。

(中島教育長)

調査員は全部で何人いますか。

(吉川学校教育担当参事)

61人です。

(寺本委員)

外国人の子どもが就学する際の相談窓口としては、就学支援委員会となりますか。

(吉川学校教育担当参事)

就学支援委員会の対象とはなりません。

(寺本委員)

そのような方はどこに相談すればよいのですか。

(櫻井学校教育部長)

外国籍の子どもについては、就学の義務はありませんが、学習の機会は均等に与えられるべきという観点から、積極的に受け入れていくという方向で考えており、弾力的に個々に対応をしています。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

●議案第2号 審査請求に対する裁決について

資料に則り、鈴木教育総務課長から以下のとおり説明があった。

本件は、所沢市教育情報セキュリティポリシー及び所沢市教育情報セキュリティポリシー（抜粋版）を対象とする公開請求に関し、処分庁である教育委員会事務局の担当課教育センターが行った部分公開決定、つまり一部を非公開としたことに対し、これを不服とした請求人の申立てに係り、審査庁としての教育委員会事務局である教育総務課が、所沢市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しました。

処分庁と請求人の主張点の相違として、処分庁は、重大なセキュリティ事故に繋がるおそれがあると判断した、①組織体制、②情報資産の分類、③サーバの設

置場所、④ネットワーク構成の4点を非公開としたことに対し、請求人は、①秘密管理がなされていないこと、②研修を実施することでセキュリティ事故が防げること、③文部科学省の雛型を参考に作成されていることなどを理由に、一部非公開とするのは適切ではないというものでした。

所沢市情報公開条例の規定に基づき、審査庁から所沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、非公開部分を公開することで重大なセキュリティ事故につながるという処分庁の主張、他方、非公開部分が非公開に当たらないという請求人の主張、あわせて処分庁及び請求人から提出された書類をもとに、部分公開決定の妥当性が審議され、答申を受けたものです。

所沢市情報公開・個人情報保護審査会は、専門家で構成される機関であり、教育委員会としても本答申を受け入れるべきであると考えます。議案記載のとおり、非公開とした部分について、一部の非公開を取り消す決定をいただきたいと考えています。

以下、質疑

(寺本委員)

研修によってセキュリティ事故が防げるものではないと考えます。また、今回の件に関しては、検討をした結果の判断であると思いますので、答申の内容について反対はありませんが、非公開として判断したものを簡単に公開するようなことは危険であると考えます。

(清水委員)

非開示から開示に変えたのはどの部分ですか。

(鈴木教育総務課長)

組織体制、並びに、教育情報セキュリティポリシー（抜粋版）の情報資産の例示です。

(清水委員)

サーバの設置場所、ネットワーク構成については当初の非開示のままということによろしいですか。

(鈴木教育総務課長)

そのとおりです。

(清水委員)

現代においてはハッカーがどこから入ってくるか分からない状態ですので、開示する部分が少なければ少ないほど危険性が低くなると思いますが、今後も同様の請求があった際には、請求者がハッカーとも限りませんので、どこまで開示するかは慎重に対応しなければならないと考えます。

(鈴木教育総務課長)

審査会において、ご指摘のような危険性があることは示しましたが、その中でも相手方の知る権利を尊重しなければならないという点を比較衡量された上で、処分庁が非公開とした部分を一部公開するよう答申がなされたものです。例えば、組織体制についても、各責任者の心理的な隙について、そこから情報漏洩の可能性があるとすることも示しましたが、他の公開している情報と組み合わせることで特定することは可能な状態であり、公開することで市民からの信頼も得られるということを考慮した結果であり、答申の妥当性はあると考えています。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について (教育総務課)

○所沢市教育委員会の4月から7月までの主な行事予定について (教育総務課)

○「所沢市議会一般質問要旨 令和6年第1回(3月)定例会」について

(教育総務課)

○公民館長の任命について (教育総務課)

○令和6年度教育委員会予算の概要について (教育総務課)

○公民館とまちづくりセンターの管理権限の一元化に向けた進捗状況について

(社会教育課)

○第3次所沢市図書館ビジョンの策定について (所沢図書館)

○令和6年度学校運営協議会委員候補者について (学校教育課)

○令和6年度いじめ問題対策連絡協議会委員について (学校教育課)

質疑なし

9 議題

- 議案第3号 令和6年度教育委員会予算（6月補正）について【非公開】
質疑なし

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

- 議案第4号 令和7年度使用中学校用教科用図書採択に係る、所沢市立小・中学校用教科用図書選定委員及び教科用図書調査研究専門員の任命について【非公開】

質疑なし

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

10 その他

○今後の日程

- ・教育委員会会議5月定例会：5月30日（木）
- ・教育委員会会議6月定例会：6月28日（金）
- ・教育委員会会議7月定例会：7月30日（火）

○第3次所沢市スポーツ推進計画冊子の配付について

11 閉会 午後4時00分